

改正

平成29年6月26日要綱第29号

大野城市PRキャラクター「大野ジョー」派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」（以下「大野ジョー」という。）の派遣（以下「派遣」という。）事業の実施に関し必要な事項を定め、もって大野城市（以下「市」という。）のPR、愛郷心の醸成等に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 大野ジョー派遣事業の実施主体は、市とする。ただし、当該事業を適切に実施できると認められる法人又は団体に委託することができる。

(派遣の対象)

第3条 派遣は、次の各号に掲げるものに対し実施するものとする。

- (1) 市が主催する事業又は催事
- (2) 多数の者が集う公共的な事業（参加者が限定されていないものに限る。）又は催事
- (3) 市内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校で行われる事業又は催事
- (4) 地域活動又はまちづくり活動を行っている団体が主催する事業又は催事
- (5) 市内又は市と隣接する市町（以下「隣接市町」という。）で開催される市民の慶事
- (6) その他第1条に定める目的に資する事業又は催事として市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業又は催事には派遣を行わない。

- (1) 企業等が主催する事業又は催事で、直接的な営業又は商品の販売促進を行うもの
- (2) 企業等の福利厚生事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体が行う事業又は催事

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が行う事業又は催事

(5) 政党若しくは宗教団体又はこれらを支援若しくは支援するおそれがある事業又は催事

(6) 法令及び公序良俗に反する事業又は催事

(7) その他市長が適当でないと認める事業又は催事
(派遣先)

第4条 派遣先は、市内及び隣接市町とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(派遣の申請)

第5条 派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の3月前から14日前までに大野城市PRキャラクター「大野ジョー」派遣申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、派遣の実施の可否を決定し、承認するときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」派遣承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 派遣を承認しないときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」派遣不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(派遣時間)

第7条 派遣の時間は、午前9時から午後8時までの間とし、かつ、1日当たり3時間以内とする。

2 出演の時間及び回数は、1回当たり30分以内とし、かつ、1日当たり3回を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、派遣の時間、出演時間及び出演回数を変更することができる。

(派遣体制)

第8条 派遣は、原則として大野ジョーの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）並びに着ぐるみに入る人員1名及び着ぐるみの誘導のための人員1名の2名体制にて行うものとする。

2 原則として着ぐるみの被服のみの貸出しは行わないものとする。

(派遣に係る費用負担等)

第9条 第6条第1項の規定により派遣の承認の通知を受けた者（以下「被承認者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める費用の額を負担するものとする。

(1) 出演料 別表に掲げる区分に応じ、それぞれ別表に定める額

(2) 派遣に伴う交通費 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 派遣先が市内又は隣接市町である場合 無料

イ 派遣先がアに定める地域以外の地域である場合 派遣に要する実費の額

(3) 宿泊費 派遣に要する実費の額

2 前項の規定にかかわらず、公共的団体が主催する事業又は市長が特に必要と認める事業については派遣費用等を免除することができる。

(派遣の準備)

第10条 申請者は、駐車場及び控室を準備するものとする。

(遵守事項)

第11条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 派遣に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 許可された用途にのみ利用すること。

(3) 派遣時間を遵守すること。

(4) 派遣時の安全対策を講じること。

(5) 火気及び危険物の近辺での活動とならないよう配慮すること。

(6) 雨天時の屋外での活動又は床等が濡れている場所での活動とならないよう配慮すること。

(7) その他市長が付した利用条件に従うこと。

2 申請者は、故意又は過失により着ぐるみを汚損、滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかに原状に復し、又は損害を補償しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 市長は、被承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反するおそれのあるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、派遣の承認を受けたとき。

(3) 当該承認後に生じた事業について、第1条に規定する派遣目的をふまえ、市長が当該派遣よりも優先度が高いと判断したとき。

(4) その他やむを得ない事情があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」派遣承認取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（派遣の中止）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、申請者の意向によらず当該派遣を中止することができる。この場合において、中止の通知は書面によらず行うことができる。

(1) 荒天、雨天等により、着ぐるみの著しい濡れ、浸水、汚損、破損などが生じるおそれのあるとき。

(2) その他不測の事態により派遣が困難になったとき。

（免責）

第14条 市長は、派遣により申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に対し、一切その責めを負わない。

2 第12条の規定による派遣承認を取消したとき、又は前条の規定による派遣を中止したときは、これにより生じた申請者、事業主催者等の損害等については、市長はその責を負わない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

附 則（平成29年6月26日要綱第29号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	出演料
市が主催する事業又は催事	無料
市内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校で行われる事業又は催事	
多数の人が集う公共的な事業（参加者が限定されていないものに限る。）又は催事	3,000円
地域活動又はまちづくり活動を行っている団体が主催する事業又は催事	
市内又は隣接市町で開催される市民の慶事	10,000円
その他第1条に定める目的に資する事業又は催事として市長が適当と認めるもの	別途協議のうえ定める額